

市民後見人の育成について

平成27年10月7日

介護福祉課

障害者支援課

○成年後見制度

- ・ 成年後見制度とは . . . 分科会資料10「成年後見制度」P 1、P 4 参照
- ・ 成年後見人の業務 . . . 分科会資料10「成年後見制度」P 5～P 6 参照

○国の施策

市民後見人を推進するために、関係法令が整備され、市の役割が努力義務として明記された

○老人福祉法

(後見等に係る体制の整備等)

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

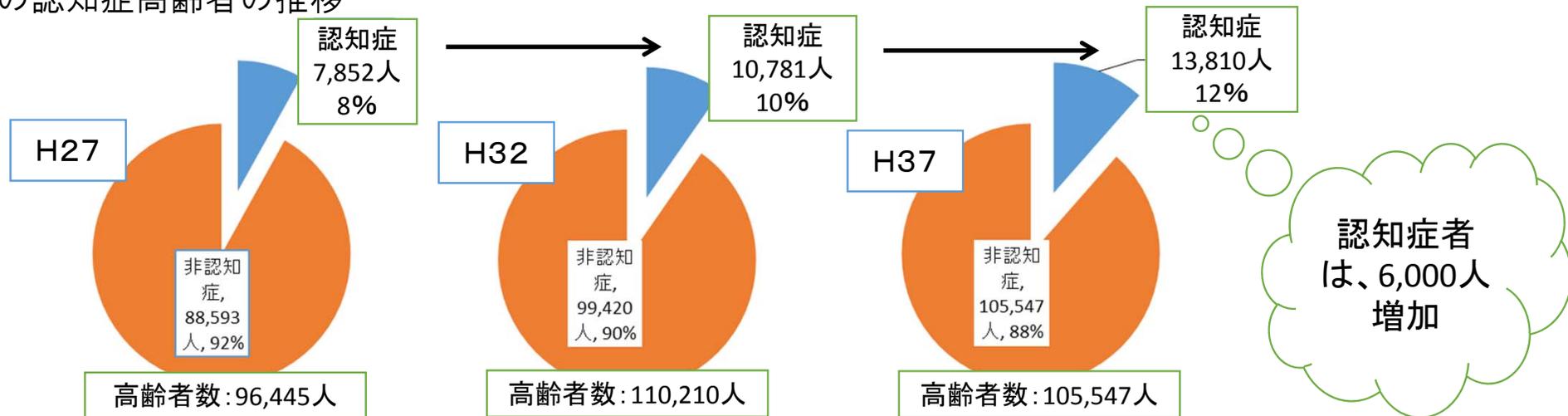
○知的障害者福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

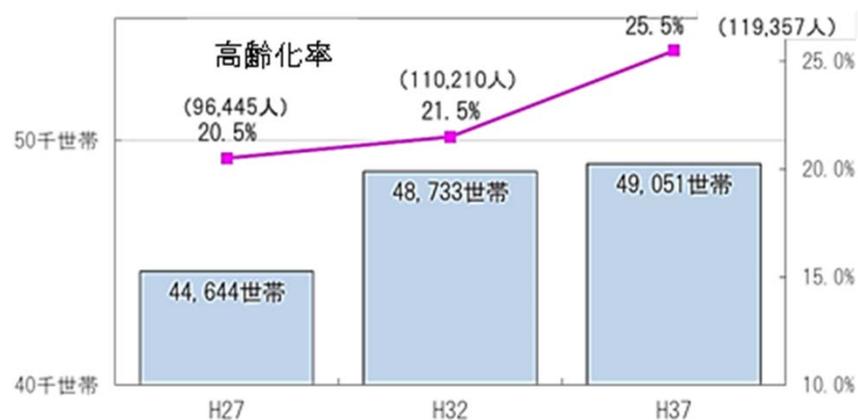
第28条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

1. 本市の高齢者と障害者の状況

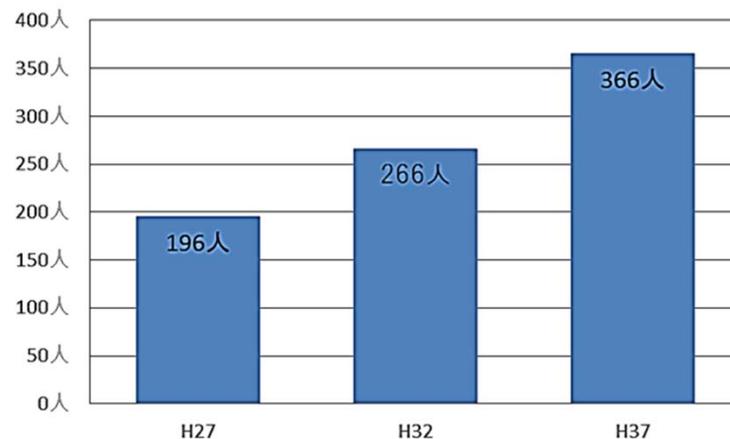
○本市の認知症高齢者の推移



○本市の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の推移



○本市の高齢の知的・精神障害者の推移



2. 市民後見人育成の必要性

○成年後見制度の利用状況



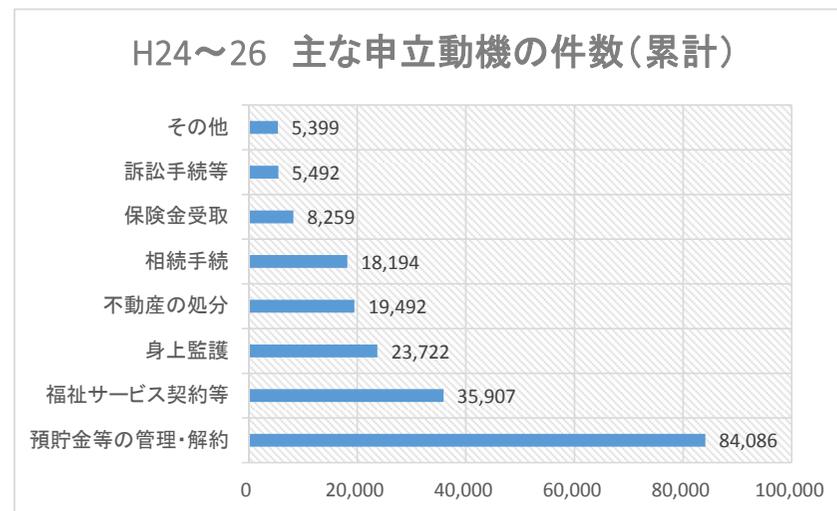
千葉家庭裁判所市川出張所申立件数

	申立件数
H 2 4	326件
H 2 5	267件
H 2 6	334件
計	927件

※管轄：市川市、船橋市、浦安市

- ・申立件数は、ここ3年間横ばいだが、増加傾向は続いている
- ・利用者数は毎年増加している

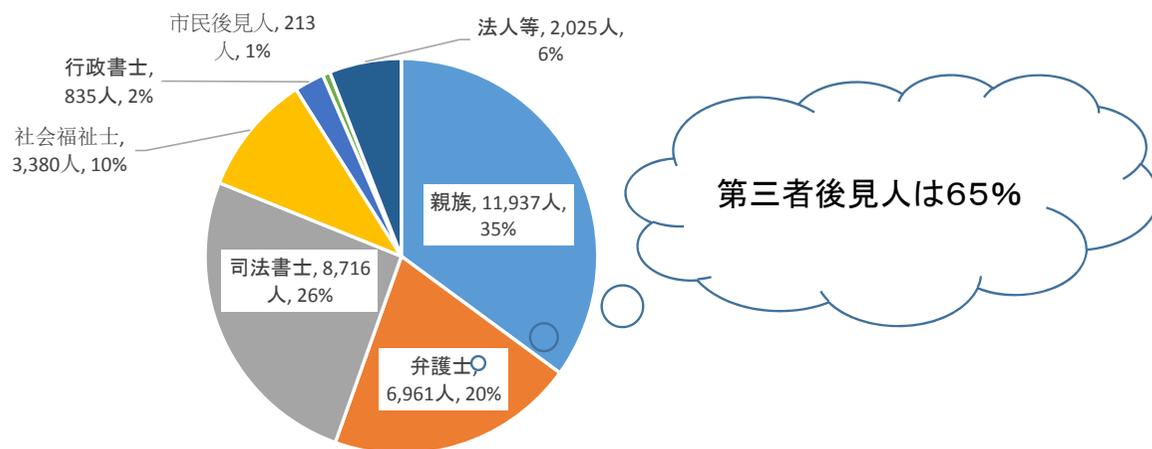
○主な申立の動機



- ・「預貯金等の管理等」、「福祉サービスの契約等」、「身上監護」で全体の72%
- ・「相続手続」や「訴訟手続」など、専門性を有する申立動機は少ない

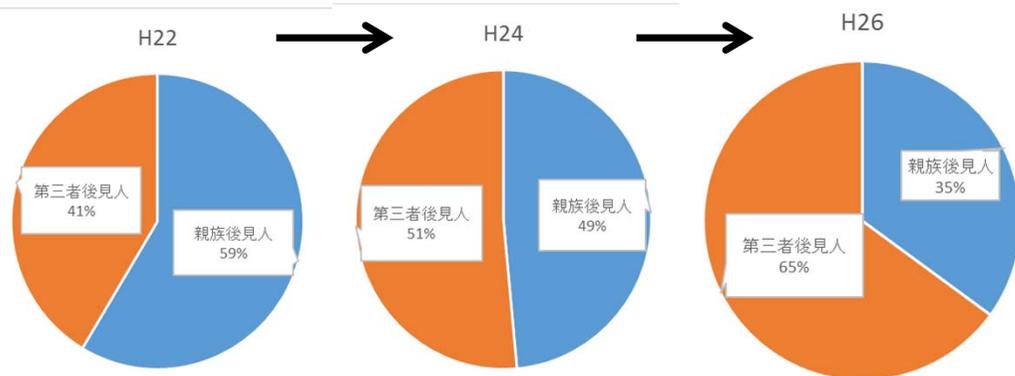
○後見人の内訳

・平成26年 本人と成年後見人の関係



- ・成年後見人については、親族が35%、司法書士が26%、弁護士が20%の順となる
- ・親族以外の第三者後見人は65%を占める

・第三者後見人 受任の推移



親族後見人と第三者後見人の割合は年々変化し、平成24年に第三者後見人の割合は5割を上回り、平成26年には第三者後見人は65%となった

○市民後見人育成の必要性

- ①本市においても、超高齢社会が進展し、認知症や一人暮らし高齢者の増加や親亡き後の高齢障害者など、判断能力が不十分な者の増加が確実に見込まれる
- ②第三者後見人の増加による弁護士、司法書士等の専門職も、本来業務の関係から、後見活動には限界が生じることが予想される
- ③申立動機から見ると、求められている業務は必ずしも専門性を有するものではない
- ④市川市地域福祉計画の理念である「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参加し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」を実現するためにも、地域の中から後見活動を担う者を育成し(公助)、その者が地域とともに、援助が必要な者を支え合い(共助)、判断能力が不十分な者の権利擁護を図る必要がある



後見活動に関する知識の
習得や活動に関する訓練を
積んだ、社会福祉に熱意の
ある市民を成年後見人として
育成する必要がある

3. 市民後見人の定義

○市民後見人への期待

同じ地域に住む、住民(市民)としての立場や特性を活かした後見活動

・ 日常的な見守り（頻繁な訪問等）と、本人の状況に合わせたきめ細かい支援（必要な法律行為等）

・ 関係機関（行政、社会福祉協議会、民生委員他）との密な連携

・ 継続的な研修等による「活動の質」の確保及び向上

○市民後見人の定義

市民後見人については、各研究会報告書等において、以下のとおり示されている

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた良質の第三者後見人等の候補者

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定される

市川市における市民後見人の定義

- ・市民後見人は、地域に居住する身近な援助者として、法に定められた権限をもって、被後見人の地域における生活を見守り、支援を行う成年後見人である
- ・市民後見人は、被後見人の地域生活に課題が生じた場合には、地域と連携して解決に取り組む
- ・市民後見人は、成年後見に関する幅広い知識や技術を習得するため、本市の養成課程を修了した者とする

4. 市民後見人が受任する事案

市民後見人の受任が定着するまでの間、受任する事案については以下を基準に取り扱うこととする

- ・親族後見が困難で、親族間の争いなど紛争性が少ない事案であること
- ・在宅、施設は問わないが、後見活動が原則として市川市内となる事案であること
- ・多額の資産や財産の管理を担うなど、専門職後見人が受任すべきと考えられる事案でないこと
- ・急迫した虐待や権利侵害、緊急の福祉的援助や同居の家族の支援を視野に入れた事案でないこと
- ・本人に著しい他害や自虐行為があり、後見活動に専門性が必要と考えられる事案でないこと

5. 市民後見人の養成と活動支援

市民後見人を育成するには、その者を養成し、その活動を支援する推進機関を設置する必要がある

<養成課程>

養成期間は2年間とし、養成課程修了者に対しては、選考のうえ、市民後見人推薦名簿に登録する

- 養成研修(1年目)
成年後見活動に関する知識や技術を習得
 - ・基礎編
 - ・実務編
- 実務実習(2年目)
具体的な後見活動を、実務を通して習得する
- 名簿登録
養成課程修了した者を選考し、本人への意思確認後に、市民後見人推薦名簿に登録する

<活動支援>

市民後見人に対する活動支援を行う

- 相談支援
市民後見人からの相談を受け、助言又は必要な支援を行う
 - ・日常的な相談
 - ・専門的な相談(弁護士等の専門職との連携)
- 研修の機会の提供
受任後研修の実施
- 受任サポート
受任までの活動機会の提供

○市民後見人育成・支援機関のイメージ

